

□ 目 次 □

第0節 はじめに

Q1. 公的研究費の管理・監査のガイドラインの目的とは	2
Q2. 2021（令和3）年ガイドライン改正の経緯と不正防止対策強化の3本柱とは	3
Q3. 今回の改正により研究機関が対応すべきことは	6
Q4. ガイドラインの強制力はどこまであるか。「望ましい」という表現の意味は	12
Q5. ガイドラインが対象とする研究費の範囲は	13
Q6. 公的研究費不正とは	15

第1節 機関内の責任体系の明確化

Q7. 責任体系の明確化が必要な理由とは	20
Q8. 善管注意義務とは何か	22
Q9. 最高管理責任者は具体的に何をすればよいか	25
Q10. 国立大学法人の場合には最高管理責任者が学長となるのが原則と 思われるが、学校法人の場合も学長が最高管理責任者となるべき なのか。それとも理事長か	27
Q11. 統括管理責任者は具体的に何をすればよいか	29
Q12. コンプライアンス推進責任者は具体的に何をすればよいか	31
Q13. 監事は具体的に何をすればよいか	32

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

Q14. コンプライアンス教育って何	38
Q15. 構成員より提出が求められる誓約書等って何	42
Q16. 啓発活動って何	44
Q17. 統括責任者が策定する実施計画って何	48
Q18. 実施計画はどうやって作成したらよいか	49
Q19. 事務処理手続きのルールの見直しの方法はどうするのか	54
Q20. 不正防止体制に係る職務権限の明確化とは	57
Q21. 告発を受けた場合の取り扱いはどうするのか	60
Q22. ガイドラインと公益通報者保護法との関係は	64

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

Q23. 不正防止計画って何（総論）	70
Q24. 防止計画推進部署には何が求められているのか	73
Q25. 「不正を発生させる要因」はどのように把握するのか	75
Q26. 実効性のある不正防止計画とは、どの様に作成すればよいか	79
Q27. 不正防止計画のPDCA サイクルとは	81

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

Q28. 研究費の適正な運営・管理とは（総論）	84
Q29. ガイドラインと適化法その他のガイドラインとの関係は	85
Q30. 予算執行状況の検証はなぜ必要か	87
Q31. 取引業者からの誓約書等の徴取はなぜ必要か	90

【コラム 不正に関与した業者を取引停止処分した事例（93）】

Q32. 物品調達に係る内部統制（発注・検収業務）のポイントは	94
Q33. 研究者による発注を認める場合に設けるルールとは	97
Q34. 換金性の高い物品の管理はなぜ必要か	100
Q35. 非常勤雇用者の管理は原則として事務部門が実施することとされているのはなぜ	103
Q36. 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする理由は	107
Q37. コーポレートカードの導入のメリットと方法は	111
Q38. 出張手配を旅行業者に委託することのメリットと方法は	114
Q39. 特殊な役務の検収方法は	116
Q40. 研究費を合算使用できるケースは	120

第5節 情報発信・共有化の推進

Q41. 情報発信の目的及び具体的な方法は	124
-----------------------	-----

【コラム Comply or Explain? その①（126）】

【コラム Comply or Explain? その②（127）】

【コラム 研究支援部門が担う役割は今後どう変わっていくか?（128）】

第6節 モニタリングの在り方

Q42. 研究費の不正防止システムにおけるモニタリング機能とは	132
Q43. リスクアプローチによる内部監査の具体的な実施手順は	135
Q44. 専門的な知識を有する者を活用することで、期待できる効果とは	138

Q45. 内部監査で不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出する方法は …………… 141

【コラム サンプルングの際の金額基準の選定について (145)】

Q46. 私立大学における内部監査部門の位置付けは …………… 146

Q47. 内部監査部門、監事、会計監査人との連携は、どのように実施するか …………… 147

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

Q48. 文科省は各研究機関にどんな検査をするのか …………… 150

Q49. ペナルティはあるのか …………… 153

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

Q50. 研究費不正が発覚した場合には、どうしたらよいか …………… 158

Q51. 研究費不正に対するペナルティはどのようなものがあるか …………… 161

Q52. 大学として懲戒処分を行う際にはどのような点に注意すべきか …………… 164

Q53. 大学としてどのような場合に刑事告訴・告発をすればよいか …………… 169

Q54. 研究費不正に時効はあるか …………… 174

【コラム 2019（令和元）年改正私学法によるガバナンスの強化 (177)】

【コラム 利益相反及び利益相反管理について (178)】

参考資料 …………… 181

1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン 改正の概要 …………… 182

2. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） …………… 183
（令和3年2月1日改正）

3. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関するFAQ …………… 230
（令和3年2月1日版）

4. 報告遅延に係る措置のフローチャート …………… 252